

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	税理士法人赤坂共同事務所 社員 吉村史明
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目14番5号 アークヒルズエグゼクティブタワー 9階
【報告義務発生日】	該当ありません
【提出日】	平成21年11月6日
【提出者及び共同保有者の 総数(名)】	該当ありません
【提出形態】	該当ありません
【変更報告書提出事由】	該当ありません

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	明治機械株式会社
証券コード	6334
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所第二部

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ブリランス キャピタル マネージメント プライベート リミテッド (BRILLANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.)
住所又は本店所在地	10 アンソン・ロード12-14、インターナショナル・プラザ、シンガポール079903 (10 ANSON ROAD, #12-14 INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

平成21年11月2日に提出した変更報告No.3について訂正がありましたので訂正報告を提出いたします。
訂正報告事項義務の発生日 平成21年10月28日

< 訂正事項 >

平成21年10月28日において株式保有内訳が前回提出時に比較して1%以上変更されたものと判断して変更報告書No.3を提出していましたが、同日付において1%以上に到達していないことが判明いたしましたので、同変更報告書を取り下げます。